

「れんけいレポート」

まちのれんけいしつ
～地域連携室報告～

発行：河内長野市医師会地域連携室（まちのれんけい室）

令和3(2021)年2月・第64号

☆**まちのれんけい室市民相談会α** 午前10時～午後4時＜於・河内長野市医師会地域連携室＞

第16回2月18日(木)、第17回3月18日(木)、第18回4月15日(木)、第19回5月20日(木)の開催予定です(予約可)。医療、介護、福祉、法務(成年後見、相続、遺言)の相談を受け付けています。

なお、市民相談会β(出張相談会)は現在の所、予定はありません。

☆在宅医療・介護連携推進事業における広域連携の推進のために！

■現在MCS(メディカル・ケア・ステーション)を使ってのクラウドシステム(れんけいカフェグループ)への加入を募っております。現在、44名の加入です。加入の場合は、FAX送信に代わり、MCSによる情報提供を実施しています。MCSのお問合せ等は、地域連携室迄ご連絡下さい。

■ミニれんけいカフェ開催案内 <マスクの着用はじめ、感染予防に御協力下さい。>

第4回ミニれんけいカフェを下記の通り、2月24日(水)と25日(木)の2日にわたり、地域連携室会議室にて開催します。各パートとも入れ替え制で、内容は同じです。各々定員は約10名(定員超過の場合は抽選)となります。お申し込みは、原則医療機関・事業所1名でお願いします。

氏名、医療機関・事業所名、資格、TEL、FAX、希望番号を書いて、MCS、FAX(54-1567)、TEL(54-1700)にて地域連携室迄お申込み下さい。お断り等の場合は、当室からご連絡を差し上げます。連絡がない場合は、お申込みの日時に、そのままお越し下さい。参加証はありません。

①	パート1	要事前予約	2/24	午後1時30分～2時30分	資料配布と懇談等
②	パート2	要事前予約	〃	午後3時～4時	資料配布と懇談等
③	パート3	要事前予約	2/25	午後1時30分～2時30分	資料配布と懇談等
④	パート4	要事前予約	〃	午後3時～4時	資料配布と懇談等

第3回は開催しておりませんが、資料を配布しています。ご希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。なお、第5回の開催は4月27日(火)・28日(水)の予定です。

■ブルーカードシステムにおいて、かかりつけの患者さんに、「ブルーカード」を発行するには、「登録医」としての登録が必要です。隨時登録申込みを受付けていますので、お問合せ等は地域連携室迄ご連絡下さい。

なお、急変時の受診連携システムが確立している(受診病院が確保されている)場合は、「ブルーカード」の発行対象にはなりませんので、ご注意下さい。

■河内長野市ブルーカードシステム(病状急変時対応システム)の推進

(1月31日現在)

<ブルーカードシステムの運用状況>	○キーパーソン：娘・嫁(50%)、息子(23%)
○「ブルーカード」発行：274件(再発行等含む)	○「ブルーカード」発行者：登録医(医師会員)
○「ブルーカード」発動：71件(うち救急隊出動47件)	⇒現在登録医44名・登録医療機関37機関
○「ブルーカード」発行時の患者平均年齢：85.7歳	(うち「ブルーカード」を発行の登録医は29名)

連携病院	桜本病院、さくら会病院、沢田病院、大阪南医療センター、南河内おか病院、寺元記念病院(6病院)
協力病院	近畿大学病院、阪和いずみ病院、ベルランド総合病院、大阪はびきの医療センター、城山病院、藤本病院、田辺脳神経外科病院、老寿サナトリウム、滝谷病院、青山第二病院、てらもと医療リハビリ病院(11病院)

委員会参画病院

富田林病院、PL病院(2病院)

■河内長野市医師会訪問看護ステーションでは、新型コロナウイルス感染症対策として、①手洗い、手指消毒の徹底、マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋の着用をして訪問するとともに、②万一本業に至った場合の連携を、河内長野市訪問看護ステーション連絡会で申し合わせています。

■「かわちながの連携シート」、「かわちながの連携シート＜サービス担当者会議用＞」、「かわちながの主治医意見書連絡シート」は、本会ホームページからワード版がダウンロード可能です。

☆ACP・終活を考える！ 意思決定支援たるACP(アドバンス・ケア・プランニング、人生会議)実践のために！

- ①法務局による自筆証書遺言書保管制度が昨年7月10日(金)から始まっています。従来、直筆で書いた自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認(内容確認手続き)が必要となっておりますが、この保管制度を利用すれば、不要になります。自筆証書遺言書の保管申請手数料は3,900円(1通につき)です。
- ②遺言書作成は、特に、身寄りのない方に有効です。内容的には、法律要件が色々ありますが、遺言執行者を指定することをお勧めします。民法第1012条では、「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と規定されています。

☆ご案内 コロナ禍に負けないための、もしものときの緊急情報案内！

- 消費者庁・国民生活センター 消費者ホットライン:0120-213-188か188(全国共通・有料)
- NPO法人ワールドオープンハート 新型コロナ差別ホットライン:090-5831-0810(24時間)
- 厚生労働省 よりそいホットライン(生活困窮・生活上の悩み):0120-279-338(24時間)
- 大阪府ひきこもり地域支援センター:06-6697-2890(平日10:00~16:00、土日祝・年末年始除く)
- 大阪府歯科医師会休日緊急歯科診療:06-6772-8886(日祝・年末年始の9:30~16:00)
- 全国 安全運転相談ダイヤル:#8080シャープ ハレバレ(通話料は利用者負担、平日のみ)
- 救急安心センターおおさか:#7119か06-6582-7119(有料)
- 警察相談室(生活の安全に関する不安・悩み):#9110(有料) ●児童虐待通告・相談:189(有料)
- 海上の事件・事故の急報:118(無料) ●電話回線・電話の故障:113(無料)
- 災害用伝言ダイヤル(声の伝言板):171(一部有料)

○新型コロナウイルス対策の一環として、国等から、様々なチラシ(ポスター)が発出されております。その中で、特に日常生活上必要なものを集め、冊子にまとめてみました。新型コロナウイルスに備えては、I～IX、データ編1・2(色々な情報・調査結果等)とあります。冊子希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。

◇ミニトーク(懇談)からあれこれ ～ちょっとした立ち話や何気ない話から～

- (1)保健所に関する懇談(12月25日・金):ある医療機関の元課長の方と話をしました。コロナ禍の今こそ、保健所の役割は重要との認識で一致し、効率云々ではなく、保健所を増やす(元に戻す)べきとしました。
- (2)要介護認定に関する懇談(1月9日・土):大阪市内の包括職員の方と話をしました。「コロナ禍にあって、高齢者は家に閉じ籠っているためか、重度化の傾向がある」とのことでした。活動、運動の制限で、身体に悪影響を及ぼしていることが垣間見られた感じです。

□12月にお知らせしました「バリアフリー・慢性期医療展・看護未来展・在宅医療展 2021」(於・インテックス大阪)は、8月25日(水)～27日(金)に延期になりました。

◇河内長野市市民保健部との懇談:1月7日(木)・15日(金)・21日(木)・26日(火)にありました。

◇市民アンケート、地域ワークショップ、現計画の検証等を経て、地域福祉に関する第5次総合計画後期基本計画と第4次地域福祉計画の概要が、昨年発出されました。

◇河内長野市社会福祉協議会から、このコロナ禍に際しての「“新しい”地域福祉活動ガイドブック」が、本会協力の下、昨秋発出されました。地域活動においては、感染防止に十分配慮するものになっています。

◇介護保険制度に関する懇談:12月23日(水)開催(於・河内長野市医師会地域連携室会議室)

懇談の中で、保険者と介護事業所とのコミュニケーションは重要で、日頃から、福祉用具の選定など、お互いをよく理解することが必要との認識で一致しました。そして、今後ともよく連携していくことを申しわせました。

□大阪家庭裁判所堺支部との懇談:(於・大阪家庭裁判所堺支部会議室・堺市堺区南瓦町 2-28)

多職種連携研修会「成年後見制度における診断書・本人情報シート等伝達説明会・個別相談会」の延期にあたり、挨拶も兼ねて、第6回目の懇談が1月15日(金)にありました。コロナ禍の状況を勘案して、いずれ研修会を開催するとし、今後とも、成年後見制度に関して、よく連携をしていくことを申し合わせました。

□大阪府医師会「高齢者施設等での施設内感染対策の強化のための研修会」:12月25日(金)開催 ZOOM

コロナ禍の中における多職種連携の推進と自分と患者を守る対策をテーマに、①感染判明時の初動のポイント(医師)、②感染しないための新型コロナウイルス対策(看護師)、③介護・医療体制を守るためにすべきこと(医師)の3点について、各々講演がありました。特に、正しい感染対策習得の必要性が説かれました。

□大阪市立総合医療センター市民医学講座「知っておきたい！脳卒中と認知症」:1月20日(水)視聴WEB開催

①脳卒中の予防、②新型コロナウイルスと脳卒中、③脳血管障害による認知症の3点について、専門医から各々講演がありました。特に、②では、コロナ患者の1%が脳卒中に罹患しているとし、注意喚起された。

□大阪府医師会「在宅看取りと死亡診断書の書き方に関する研修会」:1月29日(金)開催 ZOOM

「看取りから死因究明まで～死亡診断書の書き方を中心に～」をテーマに、警察への届出の場合、医師が看取ってない場合、異状死の概念、死亡推定時刻の書き方などが種々伝授されました。

☆【Topics】

○「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書」:このユニークな説明書は、長野県茅野市にある諏訪中央病院の玉井道裕先生(総合診療科)によるイラストを交えた手書きの冊子になっており、色々なバージョンが発出されています。詳細は、諏訪中央病院ホームページ(<http://www.suwachuo.jp/>)にアクセスの上、トップページ、ほぼ上段の最左側のアイコンをクリックしてみて下さい。

○「公証役場」:法務省(法務局)が所管し、公証人が執務する役所で、大阪府内には、堺(072-233-1412・堺東駅前)はじめ11ヶ所あります。公証人は、公正証書遺言、任意後見契約、民事信託などの公正証書の作成、株式会社の定款や私文書の認証等を行います。なお、公証人には、判事や検事などを長く務めた法律実務の経験豊かな者や法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者等が就任しています。また、各役場では、平日の9:30～16:30に無料公証相談が実施されています。

☆河内長野市医師会地域連携室 <TEL：54-1700 FAX：54-1567>

(まちのれんけい室)

<メールアドレス：chiikirenkei4@kawachinagano-ishikai.com>